

刻翻
白鬚明神考

柴田光彦

『白鬚明神考』。小山田與清著。写本（清書本—文政九年（一八二六）成立）。半紙本。袋綴。一冊三二×一九七種。湊鼠地紗綾形押紋表紙。題簽左肩「白鬚明神考」（八・二×三七種。銀切箔散）。本紙薄葉雁皮紙に合紙を挿む。每半葉、七行。一行十六字、割注入。書体行書。参考文献の巻次を朱書の小字で傍注。また藍墨で句読点を後補す。印記、「子孫／永宝」（白文）。「平戸藩／藏書」（朱文）。「榮藏／堂図／書記」（朱文）。印の形に切り取り表紙の中央やや左寄りに題簽に並べて貼る。藏書票、前表紙見返し、「松浦伯爵家文庫／榮藏堂図書／庫名／部名／No. 函／No. 架／No. 号」（七二×八・九種。横組。記入なし）。昭和四十九年購求。請求番号、特ハ三一一一。

小山田與清の自筆稿本類は早稲田大学図書館に多く蔵されているが、本書は新収の資料である。国立国会図書館蔵の「松屋叢書」写本三〇冊（一八八—三三）の第七冊所収の他に伝本を知らないが、国会本は本稿に忠実な転写本である。
奥書に、

右白鬚明神考一卷受／平戸城主肥州刺史君之命所撰進也

文政九年秋九月

とあり、本書が松浦静山の命により撰進したものであることが知られるが、『甲子夜話』には白鬚明神の記事は見当らない。文政九年は與清四十四歳で、その前年に孫清常に高田家を継がせ、自らは小山田姓に復しているが、正式の場合はやはり高田を称していたと思われる。

本書は、近江国志賀郡鵜川村（滋賀県高島町鵜川）の白鬚明神の考証であるが、識語に「白鬚明神」と書いているのは、あるいはわざと意識して記したものであるかも知れない。高知県土佐郡土佐町宮古野に「白髮神社」（旧郷社）があり、祭神は猿田彦命である。また文中の「鬚」と「髭」の混用についてみると、『全国神社名鑑』（昭和五二年）によれば、「白鬚神社」と書くのに、山形県上山市中山、神奈川県小田原市小船（東京堂『神社辞典』昭和五四年は「髭」）、北九州市小倉南区蛸田（『神社辞典』は「髭」）、大分県中津市大新田大通北、などがある。たとえば、東京都墨田区東向島の白鬚神社も、『江戸名所図会』は「髭」であり、諸書によりまちまちであり、その詮索は無意味と思われる。吉田東伍の『大日本地名辞書』は、「髭」に統一している。

引用の書目はおよそ二十種。中でも『曾我物語』巻六「比叡山はじまりの事」、および『太平記』巻三十八「湖水潤事」の条の記事がもつとも多く引かれている。

凡例

- 一、翻刻にあたって漢字は原則として新字体を使用した。但し、與・辨・嶋については、原本の字体を用いた。
- 二、かなの古体、変体は現行の平がなに改めた。
- 三、原本の朱の傍注は、本文の下にくりこみ、へゝを以て示した。

白鬚明神考

源與清稿

白鬚明神は比良神の一名なり。（神社考へ巻四、国花万葉記巻十、兼抄へ巻二、淡海録へ中巻、近江輿地志へ巻卅、近江名所図会へ巻三）式外無位の神なりしに。（諸神記へ中巻、諸社根源記、神社貞観七年正月十八日。從四位下を授らる。三代実録へ巻十、諸神記へ中、諸社根源記、神社鎮座歳代考、近江輿地志へ巻卅）近江国志賀郡鵜川村と。高嶋（一）郡打下村の界に鎮座し給ふ。近江輿地志へ巻卅。その時代ハ（二）ならず。御正躰は猿田彦大神にて。（神祇正宗、神社啓蒙へ巻六、国花万葉記へ十、倭漢三才図会へ七十一、越遊行義抄へ二、和歌名、石山寺縁起、近江名所図会へ九十二、近江輿地志へ卅）聖武天皇の御宇。老翁に現じ。良辨僧正に逢給ふ。（名山所図会へ三）本地は不動明王なりといへり。（縁起、近江輿地志へ卅）慶安二年八月十七日。鵜川村にて。先蹤に從ひ神領百石を寄附（一）たまひ。天台宗福寿院を別當職に補せらる。（越遊行義抄へ二、国花万葉記へ十、倭漢三才図会へ七十一、和歌名所追考へ九十二、近江輿地志へ卅、近江名所図会へ九十二）社地は比良山下の湖辺路の左傍にありて。社も鳥居も共に東方を表とす。右傍の汀に拝殿あり。本社ハ

五間四面の檜皮葺なり。（越遊行義抄へ二）白鬚明神といふ名のものに見えたるは。曾我物語（巻六）比叡山はじまり（一）の事の条に。吾朝ひえい山のはじまりをきくに。天地すでにわかち。国いまださだまらざる時は。人寿二万歳をたもちけり。加葉尊者ハ西天に出世し給ふ。大聖釈尊はそのけうきを得て。都率天に住し給ふ。われ八相成道の後。遺教流布の地。いづれの処にかあるべきといふ（二）に。この南瞻部洲を遍く飛行して御らんじけるに。えんくばうくたる大海のうへに。一切衆生。悉有仏性。如來常住。無有變易。かくのごとくたつ波のころあり。この波とまらん処。ひとつの国となりて。われ仏法を弘め。つうだつすべき靈地たるべしとて。はるか（三）の十万里の（一）滄海をしのぎてゆくに、葦の葉ひとつうかびたる処に。此波なかれとまりぬ。今の比叡山のふもと。大宮権現のおはします波止土濃（一）これなり。さればにや波止り土濃なりとかけり。かく御らんじおきて。釈尊次でにあまり給ふ。さればあしはらのなかつ国

と申ならはせ」(三)るは。此一葉の葦のゆゑとかや。日本吾朝ハ葦の葉を表すとぞ申ならはせるとぞ聞えし。その後人寿百歳の時。悉陀太子と生じて。八十年の春の比。頭北面西の時。拔提河の波ときえ給ふ。されども仏は常住にして不滅なりしかば。無縁法界の妙体をあらはし給ふなれば」(四)むかしの葦の葉の嶋となりしなかつ国を御らんじける時。鸕鷀草葺不合尊の御代なれば。仏法の名字を人しらず。こゝにさぶなみや志賀の浦のほとりに釣をする老翁あり。積尊かれに向ひて。翁もし此処のぬしたらば。此地をわれに得させよ。仏法境界の地となすべ」(四)しとのたまへば。翁こたへて申さく。われ人寿六万歳のはじめより。此処のぬしとして。此水海の七度まで葦原になりしをもまさに見たりし翁なり。されば此地境界となるならば。釣する処なかるべしと。ふかくをしみ申せば。積尊力なくして。今ハ寂光土にかへらんとした」(五)まふ時に。東方より淨瑠璃世界の教主薬師如来。忽然と出たまひて。善哉や。はやく仏法

をひろめたまへ。われ人寿八万歳のはじめより。此処のぬしなれども。老翁いまだわれをしらず。何ぞ此山をしみ申べき。はや仏法をひろめ給へ。われ此山の守護として。共に後五」(五)百歳まで。仏法を弘むべしとて。二仏東西にさり給ふ。その時の老翁今の白鬚の大明神にてまし／＼けり。東方よりの如来は中堂の薬師にてぞまし／＼けると云。太平記ハ卷十八ノ比叡山開關事の条亦同説也。同書ハ太平記卅八ノ湖水涸事の条に。康安二年。近江湖モ三丈六尺乾タリケルニ。様々ノ」(六)不思議アリ。白鬚明神ノ前ノ澳ニ。二人シテ抱許ナル檜木ノ柱ヲ。アハヒ一丈八尺ヅ、立並マテ。二町余ニ渡セル橋見エタリ。古人ノ語り伝ヘタルコモナシ。古キ記録ニモ載ズ。是ハ何様竜宮城ノ道ニテゾ有ラント云沙汰シテ。見ル人日々ニ群集セリ。又竹生嶋ヨリ箕浦」(六)迄。水ノ上三里。瑪瑙ノ如クナル切石ヲ。広ニ丈許ニ。平ニ疊連子テ。二河白道モ角ヤト覚タル道。一通リ現ジ出タリ。是モ如何様竜神ノ通路ニテゾ有ラントテ。踏テハ渡ル人

ナシ。只傍ノ浦ニ船ヲ浮ベテ。見ル人市ノ如クナリ。此湖七度迄桑原ニ變ゼシヲ我見タリト。白髻明(七)神大宮權現ニ向テ仰ラレケルト云古ノ物語アレバ。左様ノ桑原ニヤナランズラント。見ル人怪ミ思ヘリ云。江源武鑑(ウ)に。永祿五年九月十九日。白鬚大明神前海一町汀。石ノ鳥居ヲ顕ズ。同二十四日失云。此外にも所見おほかるべし。歌には。正治二年御百首に。小侍従。(ウ)

君が代にあふみの海をいくそたび田につくればか定め置けん。此歌夫木抄(卷廿三)にハ。四の句桑田になせとあり。同抄(廿三)に。保安元年俊成卿家歌合。祝。法印静賢。

海原の三たびくは田になるをみし人にもまさる君がへむ世ハ。正徹草根集(秋上)に。月。

にほの海の浪も七度あせはていつ桑(八)原に月のすむらん。松下集に。延徳二年六月朔日。阿弥陀寺にかへる。違例して侍るほどに。二三日逗留。祈禱の為に一首詠。正広。

頼むぞよやそぢにかゝる老の波舟路をままれ白髻の神。立詮十題雜詠。白髻。

あし原となりにしあとハにほの海やたのむ(ウ)ちかひも深き海かな。此等みな白髻明神の故事をよみたるなり。さて此神は人に寿福を授け。船を守り。困苦を転じて娛樂をあたへ。雷電の災を除き給ふ。毎年八月五日を祭礼の日として。遠近の老少男女。参詣群集し。又庚申の夜ごとに此神を祭る家おほかりとなん。(ウ)

右白髻明神考一卷受

平戸城主肥州刺史君之命所撰進也

文政九年秋九月

高田将曹源與清謹識

「(ウ九)